

災害の発生時における帰宅困難者の受入等及び水害時の一時避難施設としての使用に関する協力協定

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、甲の区域内にて災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入れ等及び水害発生時において、水害時一時避難施設として乙の運営する下記の施設（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

記

1. 所在地：千葉県浦安市北栄2-6-18
2. 施設名称：スポーツクラブ ルネサンス 浦安

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる事項について定めることを目的とする。

- (1) 災害時において、甲が乙の承諾する範囲内で本件施設の一部を帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。
- (2) 水害発生時において、甲が乙の承諾する範囲内で本件施設の一部を水害時一時避難施設として利用すること。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時又は水害発生時において必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、本件施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、本件施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙の知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- (4) 帰宅困難者に対し、甲が調達・備置する備蓄物資等を提供又は配布すること。
- (5) 帰宅困難者に対し、本件施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者への支援等に関して甲に協力できる事項を提供すること。
- (7) 災害が長期化した場合に本件施設内の入浴施設を提供すること。

(8) 水害発生時において、緊急避難している避難者に対し、本件施設を水害時一時避難施設として提供すること。

(9) 本件施設の敷地内駐車場を災害時における駐車スペースとして提供すること。

(協力及び要請)

第3条 甲は、災害時又は水害発生時に必要と認めるときは、乙に対して第2条で掲げた事項について協力・支援を要請するものとし、乙は、対応可能な範囲内で協力・支援を行う。

2 前項の規定による要請は、原則として施設使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 本協定に基づき甲が要請する期間は、施設使用要請書（第1号様式）に定める。ただし、乙において当該要請期間での協力が困難な場合には、甲乙協議の上、期間を定めるものとする。

(費用負担)

第4条 乙の第3条の規定による協力に費用を要した場合は、甲が補填するものとする。

(損害補償)

第5条 第2条各号に掲げる協力に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

2 乙が第2条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時又は水害発生時の情報共有)

第6条 甲及び乙は、第4条第3項に規定する期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、第2条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第4条第3項に定める期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第8条 乙は、災害時又は水害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

(旧協定の失効)

第13条 甲乙間で締結した平成27年4月28日付「災害の発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定」は、本協定の効力発生のときをもって失効する。

(以下、余白)

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年2月6日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田悦嗣

東京都墨田区両国二丁目10番14号
乙 株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員 岡本利治